

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町は責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）その他政令、国民保護に関する基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下、「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

3 町国民保護計画の目的等

（1）町国民保護計画の目的

町国民保護計画は、町の国民保護措置の実施体制、町が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定め、武力攻撃事態等において町の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することにより、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

（2）町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画には、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

- ・ 町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 町が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- ・ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ 上記のほか、町長が必要と認める事項

(3) 町国民保護計画の対象となる者

町内に居住又は滞在している者

(4) 町国民保護計画の対象地域

町内全域。ただし、町域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。

4 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

なお、その他、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新する。

5 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、県知事に協議し、その同意を得た後、町議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という）で定める軽微な変更については、知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び町国民保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

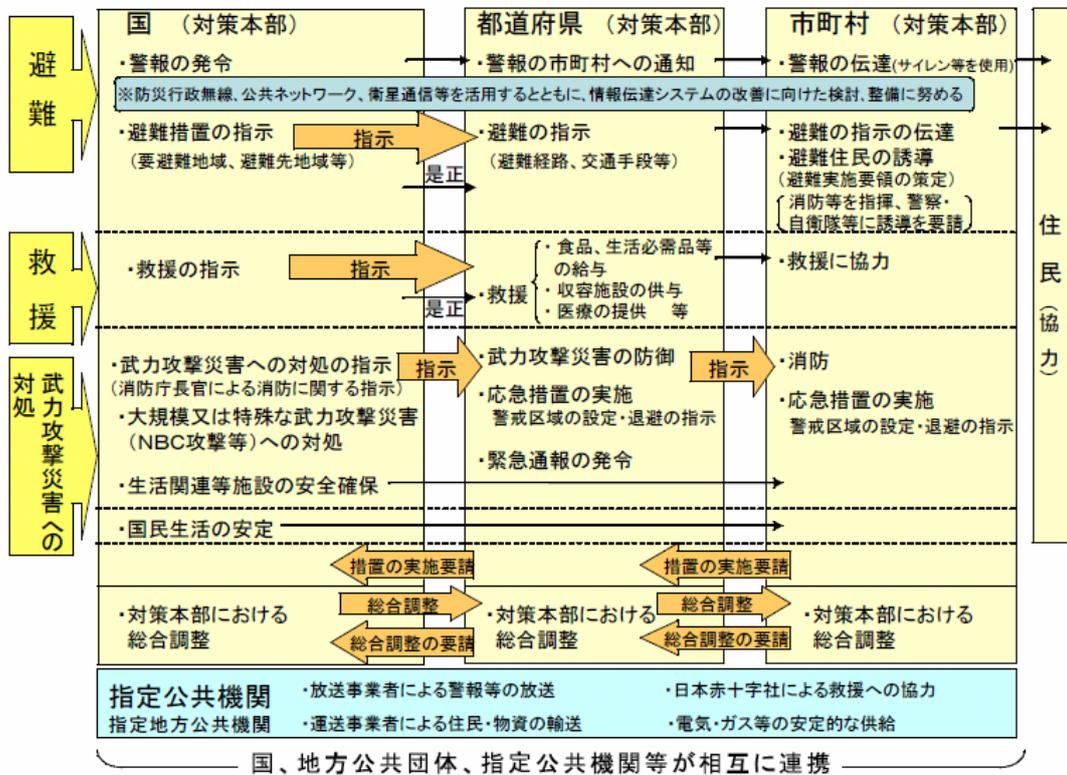
9 外国人への国民保護措置の適用

町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、次に掲げる事務又は業務その他国民保護に関する事務又は業務を処理する。

国民の保護に関する措置の仕組み



○大磯町の事務（市町村）及び指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関
及び指定地方公共機関の事務又は業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町国民保護計画の作成 2 町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 水の安定的に供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
指定地方行政 機 関	
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに情報連絡 4 警察通信の確保及び統制
横浜防衛施設 局)	<p>(横須賀防衛施設事務所・座間防衛施設事務所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 (横浜財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 財政融資資金の貸付 2 金融機関等に関する措置 3 国有財産の無償貸付 4 財政上の措置
横浜税関	<ul style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
神奈川労働局	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
関東農政局 (神奈川農政事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局 (東京神奈川森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害復旧用材(国有林材)の供給
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	<p>(京浜河川事務所・川崎国道事務所・横浜国道事務所・相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所・京浜港湾事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局 (神奈川運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送事業者との連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安

東京航空局 (東京空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通 管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保 安本部	<p>(横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境 事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
自 衛 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
指定公共機関 日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 救援に関する団体、個人による協力活動の連絡調整 3 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
(独)国立病院機 構	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療助産等救護活動の実施
公共的施設管理 者	<p>(東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の適切な管理 2 道路の応急復旧
電気事業者	<p>(東京電力(株)、電源開発(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の整備及び点検 2 被災地に対する電力供給の確保 3 被災施設の応急復旧

東京瓦斯(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の整備及び点検 2 被災地に対する燃料供給の確保 3 被災施設の応急復旧
バス事業者	<p>(小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送確保
鉄道事業者	<p>(日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 2 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
内航海運事業者	<p>(井本商運(株)、近海郵船物流(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急物資の運送確保
トラック事業者	<p>(佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急物資の運送確保
電気通信事業者	<p>(東日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、NTTドコモ、ソフトバンクモバイル(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い 3 電気通信施設の被害調査及び復旧
放送事業者	<p>(日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ・アンド・コミュニケーション、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本郵政公社	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便の送達の確保 2 窓口業務の維持

指定地方公共機関 (社)神奈川県 医師会 (社)神奈川県 歯科医師会 (社)神奈川県 薬剤師会 (社)神奈川県 看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供
神奈川県道路公社	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の適切な管理 2 道路の応急復旧
ガス事業者	<p>(厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、二宮ガス(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の整備及び点検 2 被災地に対する燃料供給の確保 3 被災施設の応急復旧
(社)神奈川県 バス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送確保
鉄道事業者	<p>(伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、横浜新都市交通(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 2 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
(社)神奈川県 トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急物資の運送の確保
放送事業者	<p>((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エムエフ放送(株))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的特徴

(1) 地形

本町は、県央の南部に位置し、南は平地と砂丘をもって相模湾の中央部に面し、北部は高麗山、鷹取山等の大磯地塊の丘陵地を形成して、東と北は平塚市に接し、西は、二宮町に接しています。

町域は、東西7.6km、南北2kmのやや長方形に近い地勢を示し、面積は、1,723haにして人口32,681人（平成18年4月1日現在）を有している。

また、北西部は洵陵台地をなし、丘陵地帯との間は多少の丘陵起伏がある以外は、ほぼ狭長な平地であり丘陵地帯は本町の約35%にあたり、坂田山、代官山等を水源として鳴立川が南流し市街地にかかって暗渠となり相模湾に注ぎ、また、丘陵中央部の王城山、紅葉山より発する三沢川は市街地を通過して海岸沿いに流れ、河口は平塚市に達している。

土沢の丘陵に源を発する不動川は、谷戸川及び長谷川を併せ、東北部を南流し、生沢本郷の沖積平地を通り河口で二宮町海岸砂丘の内側に沿って東流する葛川に合流し海に注いでいる。

東部の金目川（花水川）は、水源を丹沢山系に発し、河口は平塚市に属し平塚市境の古花水川及び小桜川は金目川（花水川）より分流されている。

町の南部は平坦地で、国道1号（東海道）と海岸沿いに新湘南国道（西湘バイパス）が走り、JR東海道本線が国道1号と並走し、北部の丘陵地帯には国道271号（小田原厚木道路）とJR東海道新幹線が東西に横断している。



(2) 気象

本町は、丹沢山塊の余勢と見られる鷹取山塊に続いて大磯山塊の丘陵を北景とし、あたかも屏風のように町の後方を囲んでいる。南部は相模湾に面し、県の中央南部に位置している。しかも伊豆半島と大島の間を通過する暖流が本町海岸沿いに西流しているがこれらの影響を受けて気候温和な恵まれた立地条件を有している。

平成17年度の年間平均気温は15.8℃で、最も寒い2月で平均6.7℃、最も暑い8月で平均26.6℃となっている。降雨量は、1,175mmで6月から10月に多い。

風向きは、北北東からの風が多く、6月から8月には、南西の風が吹いてくることが多い。

過去の平均気温（平成12年～平成16年）は最低9.1℃、最高25.4℃を示し、平均16.9℃となって避暑地として好的な条件であることを物語っている。

年間の降雨量は、1,000ミリ内外であり、降雪も少ない。

年間平均気温	15.8℃
年間最高気温	35.3℃
年間最低気温	-2.9℃
年間降雨量	1,175mm

(大磯消防気象年報データ 平成17年度)

2 社会的特徴

(1) 人口及び人口分布

本町の人口は、平成17年10月1日現在、32,598人（男15,880人、女16,718人）で世帯数11,780世帯、一世帯当たり2.77人となっている。人口密度は1平方キロメートル当たり1,892人となっている。

本町の14地区の人口分布は下記のとおりである。また、平成12年国勢調査の結果では、昼間人口は23,913人、夜間人口は32,228人となっており、昼夜間人口比率は74である。

さらに、他市町を従業地・通学地として本町から流出している人口は、12,485人（うち通勤10,708人、通学1,777人）、本町を従業地・通学地として他市町から流入している人口は、4,234人（うち通勤3,586人、通学648人）で、流出超過人口は8,251人となっている。

地区名	世帯数	人口計	男	女
高麗	907	2,432	1,214	1,218
一丁目	243	754	370	384
二丁目	525	1,311	665	646
三丁目	139	367	179	188

東町	682	1,944	932	1,012
一丁目	258	721	344	377
二丁目	127	393	192	201
三丁目	297	830	396	434
大磯	2,662	7,183	3,485	3,698
東小磯	1,107	2,907	1,395	1,512
西小磯	1,409	3,891	1,859	2,032
国府新宿	1,147	3,180	1,539	1,641
国府本郷	1,744	4,912	2,442	2,470
月京	296	844	410	434
生沢	765	2,070	1,066	1,004
寺坂	113	351	170	181
虫窪	104	496	220	276
黒岩	85	221	107	114
西久保	59	196	98	98
石神台	700	1,971	943	1,028
一丁目	250	771	344	367
二丁目	197	543	260	283
三丁目	253	717	339	378
合 計	11,780	32,598	15,880	16,718

平成17年10月1日現在

(2) 土地

本町の面積は、17年4月1日現在17.23平方キロメートルで、県総面積の0.71%となっている。

本町は、都市計画区域は1,723haで市街化区域は548ha、市街化調整区域は、1,175haとなっており、市街化区域は町の総面積の31.8パーセントとなっている。

(3) 交通

ア 道路

本町の南部を東西に平行に走る国道1号と海岸沿いに西湘バイパスが並走し、北西部には、小田原厚木道路（国道271号）が走っている。また、県道は、4路線あり、北部に県道63号（相模原大磯線）が南北に走り、県道610号（大磯停車場線）が大磯の中心地を通る国道1号線から大磯駅を結んでいる。また、東部の平塚市境を南北に県道62号（平塚秦野線）と金目川沿いから東西に県道609号（公所大磯線）が走っている。

町道は、542路線あり、延長121,519メートルである。

イ 鉄道

鉄道は、平成17年10月1日現在、JR東海道線が東西方向に伸びており、町内唯一の駅である大磯駅の1日平均乗車人員は平成16年3月31日現在で7,185人となっている。

ウ 港湾

本町は相模湾に面しており、県外から移入されるコンクリート用骨の陸揚げ港の大磯港がある。また、大規模地震発生時の緊急物資受け入れ港として岸壁を耐震化構造に改良されている。岸壁は、水深5m、延長345m、1千トンクラスの船舶が接岸可能である。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態は、次のとおりとする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては基本指針及び県国民保護計画において想定されている次の4種類の武力攻撃事態を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

特徴

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられる。
- ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾道の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾道の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

特徴

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

町は、緊急対処事態（武力攻撃に準ずるテロ等の事態）においても武力攻撃事態等への対処に準じた対処を行うが、町国民保護計画においては、基本指針及び県国民保護計画において想定されている次の分類の緊急対処事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態例
 - (ア) 原子力事業所等の破壊
 - (イ) 石油コンビナート 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - (ウ) 危険物積載船への攻撃
 - (エ) ダムの破壊
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態例
 - (ア) 大規模集客施設 ターミナル駅等の爆破
 - (イ) 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態例
 - (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - (エ) 水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態例
 - (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - (イ) 弾道ミサイル等の飛来